

各 位

会 社 名 リーダー電子株式会社
代表者名 代表取締役社長 北川 昇
(J A S D A Q ・ コード 6 8 6 7)
問合せ先
役職・氏名 経営情報室長 新部 喜之
電 話 0 4 5 - 5 4 1 - 2 1 2 1

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 22 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」について下記のとおり一部改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、改定箇所は下線で示してあります。

記

I. 内部統制に関する基本的な考え方

当社及び連結子会社は、適正な利益を確保し、グローバル企業として永続的な成長と発展に努力を重ね、当社の株主、顧客、社員及び地域社会等の全てに対し、社会的責任を果たしてまいります。

II. 内部統制の基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会は、法令、定款、取締役会規程等に基づき経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- ②当社は監査役会設置会社であり、監査役は法令が定める権限を行使するとともに、監査役会規程に基づき、取締役の職務の執行を監査する。
- ③業務報告会規程に基づき、取締役、執行役員規程に基づく執行役員、及び経営幹部で構成される業務報告会において、各部門における業務執行状況を報告させ、さらに経営の基本戦略の策定を行う。
- ④業務の執行について監査役は監査役監査規程に基づき、監査する。さらに監査役は取締役会、業務報告会の他あらゆる会議に参加し、取締役、執行役員の業務執行を監視する体制をとっている。
- ⑤使用人は、法令、定款はもとより、会社規定及び職務分掌／権限規程に基づき職務を執行する。
- ⑥社内通報システム(目安箱)の設置により、使用人のみでなく取締役についても違法行為の通報により、その違法行為を未然に防ぐ体制としている。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会及び業務報告会議事録の作成保存、稟議規程に基づく文書、その他各規程に基づき適切に文書管理し、適時閲覧できる体制としている。

その他の文書についても、ISO9001の文書管理手順に沿って管理している。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
経営上の危険を回避するべく、品質管理システムの構築、安全保障輸出管理規程に基づく管理、さらに企業の社会的責任、環境マネジメントシステムの構築とその実行を推進している。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催するなど、迅速に経営判断の出来る体制としている。
さらに月1回の業務報告会において、執行役員及び経営幹部より各部門における業務執行状況を報告させ、迅速かつ効率的な業務執行に当たれる体制としている。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、当社グループ企業を管理するため、関係会社管理規程を定めており、グループとしての協力体制の構築をはかっている。
また、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行い、適切な経営管理を行っている。
連結子会社に対しては、定期的に監査を実施して、業務の適性を確保する体制を整備している。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合におけるその使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
現在、監査役を補助すべき使用人は置いていないが、必要に応じて、監査役の職務の補助をする使用人を置くこととし、その人事については、独立性を確保するため、取締役と監査役が意見交換を行うこととしている。また、当該職務補助者が他部門の使用人を兼務する場合は、監査役の職務補助業務を優先するものとする。
7. 当社グループにおける取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
監査役は取締役会のほか、当社グループにおける重要な意思決定並びに取締役及び使用人の業務の執行状況を把握するために、取締役会、業務報告会等の重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な決裁文書等を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める体制としている。
また、その説明を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨の周知徹底をはかる。
8. 監査役がその職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係わる方針に関する事項
監査役がその職務を執行する上で必要となる費用について会社に請求を行った場合は、監査の職務の執行に必要なでないと明らかに認められる場合を除き、速やかに当該費用を支払うものとする。
9. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は定期的な監査法人の監査に協力し、監査役会規程、監査役監査規程、業務監査規程、業務分掌規程、職務権限規程、組織規程等の諸規程に基づき監査し、さらに顧問弁護士の意見を得られる体制としている。

以上